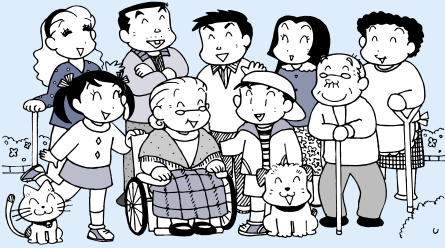


# 障害者の自己を尊重する制度です



～平成15年4月1日から  
支援費制度が  
始まります～

今まで、障害者が福祉サービスを  
利用するときは、行政がサー  
ビスの利用者を特定し、サービ  
ス内容を決定する「措置制度」  
という仕組みでした。しかし、  
これからは、障害者自らがサー  
ビスを選択して事業者・施設と  
契約する「支援費制度」に変わ  
ります。

この支援費制度により、障害  
者の自己決定が尊重され、障害  
者の立場に立った福祉サービス  
が利用できるようになることも  
に、利用者が直接サービスを提  
供する事業者・施設を選択する  
ことで、事業者・施設間での競  
争が生まれ、サービスの質や量  
の向上が期待できます。



## サービス利用前に相談を

支援費制度では、利用者が事業  
者・施設を直接選んで契約を結ぶ  
のですが、この仕組みに少なから  
ず不安を抱いている方がいるので  
はないでしょうか。どこの施設と  
どのような契約を結んで、どのよ  
うに利用するのかなど。

そこです、市役所福祉課で事  
業者・施設の所在地や設備・サー  
ビスの内容などについての情報を  
提供してもらったり、支給申請や  
サービスの利用方法などの制度に  
関するいろいろな相談をしたりす  
ることから始めてください。



## 利用者の立場に立つて

支援費制度における事業者・施  
設は、愛知県知事の指定を受けな  
ければなりません。この指定基準  
には、市のあつせんまたは調整な  
どに協力すること、正当な理由が  
ない限り利用申し込みを拒否でき  
ないことなど利用者の立場を考え  
た規定が設けてあります。

また、サービスを利用したときの  
費用ですが、利用者負担額につい  
ては本人または扶養義務者の負担  
能力に応じて定められ、利用者の  
負担が著しく増加することのない  
ように配慮し設定することとなっ  
ています。利用者負担額を除いた  
部分（支援費）は、市が事業者・  
施設へ支払います。

支援費制度は新しい制度です。  
もし、わからないことや心配なこ  
とがありましたら、遠慮なく市役  
所福祉課へおたずねください。

## 支援費制度の利用の流れ

### ①相談します

障害者の施設利用または在宅  
サービスの利用を希望される方  
は、市役所福祉課の窓口で相談  
を受けます。

### ②支給申請します

必要なサービスを選択したら、  
そのサービスの種類ごとに蒲郡  
市へ支給の申請をします。申請  
は本人がするものですが、利用  
者本人から依頼された代理人で  
も申請することができます。

### ③支給が決定します

支給決定は、支給申請を行った  
障害者から障害の程度だけであ  
り、介護を行う方の状況やその  
他のサービス利用状況などを聴  
き取り、必要な事項を勘案して  
決定します。支給が適切と認め  
たときは、支給されるサービスの  
量や期間、利用者負担額など  
を決定します。

### ④受給者証が交付されます

支給決定で決められた事項が記  
載された受給者証が交付されま